

## 高知県サッカー協会ホームページバナー広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、高知県サッカー協会(以下「甲」という。)がインターネット上に公開している公式ホームページへのバナー広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告を掲載できるものの範囲)

第2条 バナー広告を掲載できるものの範囲は、次に掲げるいずれかのものとする。

- (1) 事業所及び団体
- (2) その他、甲が適当と認めるもの

(バナー広告掲載の申し込み)

第3条 バナー広告掲載を希望する者(以下「乙」という。)は、高知県サッカー協会ホームページバナー広告掲載申込書(別記様式 1)にバナーのデータを添付して、甲に提出しなければならない。

- 2 同一乙が申し込めるバナー広告は、1年につき1枠限りとする。

(バナー広告掲載の位置)

第4条 バナー広告掲載の位置は、甲が指定した位置とする。

(バナー広告内容)

第5条 バナー広告のデザイン及び内容等は、高知県サッカー協会ホームページのイメージを損なうことのないよう、乙と調整してから掲載するものとする。

(バナー広告掲載料等)

第6条 バナー広告掲載料は、1枠あたり年額 30,000円とする。

- 2 バナー広告の規格(1枠)は、次のとおりとする。
  - (1) 天地 60ピクセル
  - (2) 左右 200ピクセル
  - (3) JPG・GIF形式

(バナー広告の掲載期間)

第7条 バナー広告掲載期間は1年単位とする。ただし、甲が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 バナー広告掲載期間内に、甲の都合でホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、その閉鎖した時間に応じ次のとおり掲載期間を延長する。

閉鎖した時間	延長する日数
3時間以上 24時間未満	1日
24時間以上	閉鎖日数+1日

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は甲が別に定める。

附 則

この基準は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。